

国民健康保険税の納税通知書を7月中旬にお送りします

国民健康保険税（国保税）の納税通知書を、7月中旬に世帯主のかた宛にお送りします。国保税は、医療費や介護保険給付費などの貴重な財源になりますので、各期限内での納付をお願いします。

国保税の内容について

平成21年度から、国保税の税率を改正しました（左表参照）。また、所得が一定額以下のかたを対象とする税の軽減割合を改正したほか、納期を6回から8回に変更しました。その他、後期高齢者（長寿）医療制度の創設に伴う国保税の軽減措置や、国保に加入している65歳～74歳の世帯主の

課税区分		平成20年度	平成21年度
医療分	所得割	4.8%	4.0%
	資産割	10%	廃止
	均等割	12,900円	22,000円
	平等割	12,000円	12,000円
	課税限度額	470,000円	470,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	1.0%	1.3%
	均等割	9,900円	9,400円
	課税限度額	120,000円	120,000円
介護分	所得割	1.2%	1.3%
	均等割	13,600円	13,000円
	課税限度額	90,000円	90,000円

所得割=世帯の加入者の所得（前年）に応じて計算
資産割=世帯の固定資産（当該年度）に応じて計算
均等割=世帯の加入者数に応じて計算
平等割=1世帯ごとに計算

障害基礎年金を受けているかたへ

7月31日（金）までに所得状況届の提出を
武蔵野社会保険事務所では、20歳前の障害により、国民年金の障害基礎年金を受けているかたへ、「所得状況届（現況届）」を6月30日に発送しました。

届いた「所得状況届（現況届）」に必要事項を記入し、閉庁日を除く7月31日（金）までに市の保険年金課（本庁舎1階）へ提出してください。

※「所得状況届（現況届）」が届いていないかたは、お問い合わせください。

お問い合わせ 健康福祉部保険年金課

の給付が差し止められますので、納付が困難な場合は、必ず納付相談をお受けください。

国保税の減免

災害（風水害、火災等）や特別な事情により、国保税の支払いが著しく困難と認められる場合は、申請により国保税が減免される場合があります。詳細は保険年金課（本庁舎1階）へお問い合わせください。

収入の無いかたも申告を

国保税は、加入者のかたの所得申告に基づいて算定されます。年末調整を受けたかた以外は、税務署へ申告するか、市の課税課（本庁舎2階）に

住民税の申告をしていただく必要があります。収入の無いかたも必ず申告してください。

国保の保養施設をご利用ください

国民健康保険（国保）に加入しているかたの保養を目的に、関東周辺の温泉地などの施設と契約しています。保養施設の一覧表は、保険年金課（本庁舎1階8番窓口）で配布していますので、心身のリフレッシュに、ぜひご利用ください。

国保

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

入院時に医療機関等に支払う窓口負担額は、本人の自己負担限度額区分が明記された「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」と、国民健康保険証を提示していただくことで決まります。

認定証の交付には事前申請が必要です

認定証の交付を希望されるかたは、国民健康保険証を持参のうえ、申請してください。

申請に必要なもの

①国民健康保険証、②高齢受給者証（70歳～74歳のかた）
※住民税（市・都民税）を申告していない国民健康保険加入者のかたがいる世帯は、所得区分の判定ができませんので、申告は必ず行金課

認定証をすでにお持ちのかたも、更新が必要です

申請の際は、期限の切れる限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を持参してください。

★認定証をすでにお持ちのかたも、更新が必要です

申請の際は、期限の切れる限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を持参してください。

お問い合わせ

健康福祉部保険年金課

お問い合わせ

健康福祉部保険年金課

表1 70歳未満のかたの入院時の医療費の限度額

区分	自己負担限度額(月額)	食事代(1食)
住民税課税世帯のかた 上位所得者(基礎控除後の所得600万円超)	150,000円+1%	260円
	(83,400円)	
住民税課税世帯のかた 一般所得者(基礎控除後の所得600万円以内)	80,100円+1%	210円
	(44,400円)	
住民税非課税世帯のかた	90日以内の入院 35,400円	160円
	91日以上入院 (24,600円)	

1「+1%」は、実際にかかった医療費の総額が基準額(上位所得者=500,000円、一般所得者=267,000円)を超えた場合、その超過分の1%を追加負担していただくものです。
2()内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額

表2 70歳～74歳のかたの入院時の医療費の限度額

区分	自己負担限度額(月額)	食事代(1食)
現役並み所得者	80,100円+1%	260円
住民税課税世帯のかた	44,400円	210円
低所得 = 住民税非課税世帯のかた	90日以内の入院	24,600円
	91日以上入院	160円
低所得 = 住民税非課税世帯で、世帯各人の 年金収入が80万円以下のかた	15,000円	100円

1 限度額適用認定証の提示は必要ありません。
2 「+1%」は、実際にかかった医療費の総額が267,000円を超えた場合、その超過分の1%を追加負担していただくものです。

7月は青少年の非行問題に取り組む全国強調月間です

毎年7月は、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」です。

内閣府では、青少年の非行防止について誰もが理解を深めるとともに、関係機関・団体と地域住民等が相互に協力・連携して青少年の規範意識を高くくみ、有害環境の改善を図ることを目的に、様々な取り組みを推進しています。

市でも、啓発チラシや横断幕で青少年の健全育成を呼びかけます。また、青少年対策地区委員会をはじめ、関係機関・団体等による様々な取り組みが行われます。

第23回「青少年善行表彰」候補者推薦のお願い

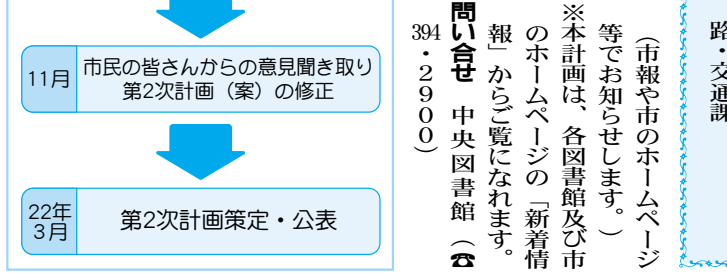
市では、青少年善行表彰規程に基づき、市内在住のおおむね25歳以下の個人又は団体を対象に表彰を行っていただきます。次の表彰基準に該当するかたがいし、8月28日（金）までに社会教育課へご連絡ください。

- ① 公共生活への貢献に関する行為（地域の道路や公園などの清掃、廃品回収の手伝いなど、公共道徳の普及実践に多年にわたり貢献）
- ② 社会福祉に関する行為（福祉施設での奉仕活動など、社会福祉に関する活動に多年にわたり貢献）
- ③ 青少年指導育成に関する行為（青少年対策地区委員会や子ども会などで、青少年の指導育成におおむね5年以上貢献）
- ④ 消防、警察への協力行為（火災の初期消火や事故防止、犯人の逮捕、人命救助などに貢献）
- ⑤ その他、特に善行と認められる行為（芸術や文化の継承・発展への貢献、障害等の困難を克服して他の模範となる活躍をするなど）

第2次東村山市子ども読書活動推進計画の策定を始めます

市が平成17年度から取り組んでいる「東村山市子ども読書活動推進計画」（第1次）は、子どもの読書推進についての総合的な計画であり、東村山市総合計画の基本目標である「明日を拓く豊かな心と創造力を育てるまち」を実現するための施策です。

市では、平成17～21年度の5年を計画期間とする同計画に基づき、子どもの読書活動の推進に努めてきました。引き続き、平成22～26年度の5



（市報や市のホームページ等でお知らせします。）
※本計画は、各図書館及び市のホームページの「新着情報」からご覧いただけます。
お問い合わせ 中央図書館（☎394-2900）